

白河市三世代同居・近居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における三世代の同居・近居の増加を推進することにより子育て環境の充実及び高齢者支援の促進並びに住環境の向上及び定住促進を図るため、子世帯と親世帯が市内で同居又は近居（以下「同居等」という。）するために住宅の取得又は増改築リフォームを行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付の申請日において、18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある就労していない者をいい、出生以後に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できるものに限る。）を含む。）のいる親子世帯で、住宅の取得後に親世帯と新たに同居等をするもの又は増改築リフォーム後に親世帯と新たに同居等をするものをいう。
- (1)の2 若年世帯 補助金の交付の申請日において、子世帯のうち、夫又は妻のいずれかが40歳未満であるものをいう。
- (2) 親世帯 子世帯の世帯主又はその配偶者の二親等内の直系尊属のいる世帯で、住宅取得後に子世帯と新たに同居等をするもの又は増改築リフォーム後に子世帯と新たに同居等をするものをいう。
- (3) 転入 継続して1年以上市外に居住した後に平成28年4月1日以降に同居等を新たに始める目的で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をすることをいう。
- (4) 転居 継続して1年以上市内に居住した後に平成28年4月1日以降に同居等を新たに始める目的で法第23条に規定する転居をすることをいう。
- (5) 同居 子世帯及び親世帯の一方又は両方が転入又は転居を行うことにより、同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 近居 子世帯及び親世帯の一方又は両方が転入又は転居を行うことにより、子世帯及び親世帯が、それぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内の距離にある異なる住宅に居住すること又は同一の集合住宅内の別住戸に居住することをいう。
- (7) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいう。
- (8) 住宅 戸建住宅、集合住宅及び住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅
- (9) 住宅取得 子世帯又は親世帯の世帯員が、次に掲げる場合を除き、新築住宅又は中古住宅を平成28年4月1日以降の工事請負契約又は売買契約により取得

し、子世帯又は親世帯の世帯員の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を備えることをいう。

ア がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を活用して取得するとき。

イ 公共工事に伴う移転補償により取得するとき。

ウ 福島県多世代同居・近居推進事業の補助を受けて取得するとき。

エ 来て「しらかわ」住宅取得支援事業の補助を受けて取得するとき。

オ 白河市行政分譲地建築助成金の補助を受けて取得するとき。

(10) 増改築リフォーム 子世帯又は親世帯が、本市の区域内で現に居住している住宅（賃貸用の住宅を除く。）を新たに同居の目的で、又は転居若しくは転入を行う世帯が転居若しくは転入を伴わない世帯の世帯員が所有し、かつ、居住していない住宅を利用し新たに近居の目的で、修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事を平成28年4月1日以降に契約し、行うことをいう。

(11) 新築住宅 建設工事の完了の日から起算して1年以内の住宅であって、かつ、人の住んだことのないものをいう。

(12) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。

(13) 市税等 本市において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村税及び市へ転入する前の所在地の地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。

(14) 中心市街地 第2期白河市中心市街地活性化基本計画区域の対象区域をいう。

(15) 市内業者 本市に事業所を有する法人又は本市に住所を有し、かつ、現に居住している個人事業主をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす子世帯又は親世帯の世帯主とする。

(1) 子世帯及び親世帯の全ての世帯員が次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 平成28年4月1日以降に市内で定住するために同居等を新たに始め、3年以上同居等を継続する見込みがあること。

イ 同居等を始める直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に1年以上記録されていること。

ウ 同居等を始める地域の町内会に現に加入し、又は加入する見込みがあること。

エ 納期限の到来している市税等を完納していること。

オ この要綱に基づく補助を受けていないこと。

カ 暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第3号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと。

(2) 取得した住宅又は増改築リフォームを行った住宅が次に掲げる要件を全て満た

すものであること。

ア 平成28年4月1日以降に、同居等のために取得された住宅又は増改築リフォームされた住宅であること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づき適正に建築された建物であること又は適正に行われた工事であること。

ウ 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたものである場合は、「白河市木造住宅耐震診断者派遣事業」等による耐震診断を完了したものであること。

エ 住宅部分の床面積が、同居の場合にあっては70平方メートル以上、近居の場合にあっては50平方メートル以上であること。

（補助金の対象経費）

第4条 住宅取得に係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負契約又は売買契約に係る経費（消費税相当額を除く。）

(2) その他市長が同居等に当たり必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅取得に係る経費は補助の対象としない。

(1) 土地の取得に係る経費

(2) 併用住宅における住宅部分以外の部分に係る経費

(3) 住宅工事に係る国又は地方公共団体が行う他の補助金等を利用する場合における当該補助の対象となった工事に係る経費

3 増改築リフォームに係る補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅の増改築リフォームに要する費用（消費税相当額を除く。）

(2) その他市長が同居に当たり必要と認める経費

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる増改築リフォームに係る経費は補助の対象としない。

(1) 敷地の造成、門、塀その他の住宅の外構工事に係る経費

(2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費

(3) 物置、車庫等の設置等に係る経費

(4) 住宅改修に係る国又は地方公共団体が行う他の補助金等を利用する場合における当該補助の対象となった工事に係る経費

(5) その他市長が補助の対象として適当でないと認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住宅取得又は増改築リフォームに係る経費に2分の1を乗じて得た額と次に掲げる額の合計額のいずれか低い額とする。

(1) 補助基本額

ア 新築住宅の取得かつ同居 1申請当たり60万円

イ 新築住宅の取得かつ近居 1申請当たり50万円

ウ 中古住宅の取得かつ同居 1申請当たり40万円

エ 中古住宅の取得かつ近居 1申請当たり30万円

オ 増改築リフォームかつ同居等を行う場合又は転入若しくは転居を伴わない世

帯の世帯員が所有かつ居住していない住宅を利用し近居を行う場合 1 申請当たり 30 万円

(2) 若年世帯加算額

ア 若年世帯が住宅を取得した場合であること 10 万円

イ 若年世帯が増改築リフォームした場合であること 5 万円

(3) 中心市街地への転入又は転居加算額

ア 子世帯又は親世帯が住宅を取得し、中心市街地に転入した場合又は中心市街地以外の地域から転居した場合 10 万円

イ 子世帯又は親世帯が増改築リフォームをし、中心市街地に転入した場合又は中心市街地以外の地域から転居した場合 5 万円

(4) 市内業者工事施工加算

ア 新築住宅の取得かつ市内業者が工事を施工する場合（子世帯又は親世帯を構成する者が市内で施工業を営むものであって、かつ、その者が施工する場合を除く。） 10 万円

イ 増改築リフォームかつ市内業者が工事を施工する場合（市内業者が施工した部分に係る費用が工事費の2分の1以上の場合に限り、子世帯又は親世帯を構成する者が市内で施工業を営むものであって、かつ、その者が施工する場合を除く。） 5 万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、白河市三世代同居・近居支援補助金交付申請書（第1号様式）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に市長に提出するものとする。

(1) 住宅取得 補助対象の住宅を取得してから6箇月以内かつ当該住宅に居住し同居等を開始した後

(2) 増改築リフォーム 補助対象の工事が完了してから6箇月以内かつ同居等を開始した後

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めた書類については省略することができる。

(1) 案内図

(2) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等

(3) 子世帯及び親世帯の世帯全員の住民票

(4) 納税証明書（申請者世帯に限る。ただし、同居の場合は世帯全員分を必要とする。）

(5) 固定資産評価額証明書（土地付き住宅を取得した場合に限る。）

(6) 誓約書（第2号様式）

(7) 同意書（第3号様式）

(8) 建物登記簿の全部事項証明書（住宅を取得した場合に限る。）

(9) 配置図、平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類

- (10) 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる書類
- (11) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の原本及びその写し
- (12) 対象工事の契約書及び領収書の原本及びその写し
- (13) 住宅の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証（当該住宅を新築した場合に限る。）
- (14) 住宅の建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証（当該住宅を売買により取得した場合又は増改築リフォームする場合に限る。）
- (15) 住宅の耐震診断を受けたことが確認出来る書類（昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合に限る。）
- (16) 前住所に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (17) 子どもが出産予定の妊娠中の子のみである場合は、母子健康手帳の原本及びその写し
- (18) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、白河市三世代同居・近居支援補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知する。
（補助金交付の条件等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
 - (2) 規則、この要綱及び関係法令を遵守すること。
 - (3) 交付決定後3年以内に、補助金の対象となった住宅に子世帯及び親世帯の世帯員が居住しなくなったときは、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。
 - ア 療養、就職又は就学により、転居又は転出した場合
 - イ 死亡した場合
 - ウ その他市長が相当と認める場合
- （着手届及び完了届）

第9条 規則第14条に規定する補助事業等着手（完了）届の提出は要しないものとする。
（実績報告）

第10条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。
（補助金の交付請求）

第11条 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、白河市三世代同居・近居支援補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、白河市三世代同居・近居支援補助金取消通知書(第6号様式)により通知する。

(補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合又は第8条第3号の規定により補助金を返還することとなった場合は、市長が定める期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(状況報告)

第14条 被交付者は、第7条の規定により交付決定を受けた日の属する翌年度から起算して3年の間、毎年度末に、同居等の継続状況を白河市三世代同居・近居支援補助金状況報告書(第7号様式)により市長へ報告しなければならない。

2 被交付者は、前項に規定する期間中に第8条第3号に掲げる事由が生じた場合は、白河市三世代同居・近居支援補助金変更届(第8号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の白河市三世代同居・近居支援補助金交付要綱の規定は、平成28年8月1日以後にされた補助金の交付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の白河市三世代同居・近居支援補助金交付要綱の規定は、同日以後にされた補助金の交付の申請から適用する。